

## 第3回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 3年 9月 15日  
601特別委員会室

### 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の課題について

### 2 その他

#### <配付資料>

- 資料1 第2回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議で出された主な意見
- 資料2 政治倫理条例第4条内の「議員の定数の12分の1以上」に類する規定
- 資料3 想定される措置の種類（他団体の事例）
- 資料4 懲罰
- 資料5 代表者会議等における謝罪事例
- 資料6 政治倫理条例施行規程等一覧（県、市）
- 資料7 逐条解説（御殿場市、海南市）

## 第2回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議で出された主な意見

区分	論点	会派の意見
総括的意見 (その他)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、議員の SNS 上の書き込みに端を発して、人権侵害が大きな問題となつた。【新政みえ】</li> <li>・客観性、公平性をどの場面でどのように担保していくか。【新政みえ】</li> <li>・政争の具にならないよう濫用を防ぐためにも、感情ではなく根拠を明確にし、客観的な議論ができる組織が必要。【自由民主党】</li> <li>・現行の条例は良くできており、各議員に今一度周知徹底する必要があるのではないか。【草莽】</li> <li>・条例制定当時と政治や政治家を取り巻く環境が変わり、今の時代に必要なものはしっかりと加えていかないといけない。【公明党】</li> <li>・客観性、公平性、透明性とともに、事実を明らかにすることが必要。【日本共産党】</li> </ul>
前文 加・修正	新たな文言の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高い倫理観」、「人権意識」を追加。【新政みえ】</li> <li>・「県民」→「<u>主権者たる県民</u>」に修正。(他の自治体の条例と比較してその主張が弱い)【草莽】</li> </ul>

		・「厳しい倫理意識」→「崇高な倫理意識」に修正。【公明党】
目的（1条）	文言の修正	・「県民」→「 <u>主権者たる県民</u> 」に修正。（他の自治体の条例と比較してその主張が弱い）【草莽】
義務（2条）	規定を追加 説明責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の影響力を不正に行使させることのないよう努めること。【日本共産党】</li> <li>・説明しないまま議員辞職した場合でも、審査会を設置できるようにする。【日本共産党】</li> <li>・説明責任の明確化を確認する必要がある。（例：議員本人による宣誓）【新政みえ】</li> </ul>
規準を明記	禁止すべき新たな規準を明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等の情報発信も含めて人権侵害、名誉棄損、差別的行為についても。【新政みえ】</li> <li>・現在に即した内容とすべき。社会情勢によって状況は変わってくるので、柔軟に対応できる体制作りも必要と思う。この点も踏まえて検討したい。【新政みえ】</li> <li>・情報発信（他者を扇動するような行為を含む）において他人の名誉棄損、人格を損なう一切の行為。</li> </ul> <p>【公明党】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害及びその恐れがある行為。（幅広に考え、第三者によるものも対象に）【日本共産党】</li> <li>・県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを禁止すべき。【日本共産党】</li> <li>・人権侵害。（人権尊重を議員活動の基礎に置くことを明記すべき）【草の根運動いが】</li> </ul>
政治倫理規準（3条）	規準の厳格化と 条例の強制力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二面性がある。勧告なので強制力がないという面では弱いとも言えるが、辞職勧告を受けることは政治生命としては大きなダメージを受けることに繋がるという面では強い権力とも言える。曖昧さを排していく</li> </ul>

	<p>く方向で詰めながらも、おそらく条文に完璧に書き込むことは無理だと思われるので、逐条解説で補うとか、審査会の運営の中で、第三者委員の意見をどう取り入れていくかの判断も含め、客観性や公平性を担保していくかないと、この条例だけで完璧さを求め、白黒つけていくことではないと思う。【新政みえ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が議員を裁く以上、罪刑法定主義の観点から極力曖昧さをなくすべき。【自由民主党】</li> <li>・例えば、「議員の品位と名誉を損なう行為」とは何か、定義付けをしていく必要がある。【自由民主党】</li> <li>・規準が曖昧だと権力の濫用が起きかねないので、しっかり議論したい。【自由民主党】</li> <li>・辞職勧告することは、非常に強い権力の行使であると感じる。共通認識からずれたから審査する、という曖昧性は危険であると考える。【自由民主党】</li> <li>・この条例は、違反したら刑罰を与えるといった類のものではなく、議員自身が大事にする共通認識のようものを共有し、その規準からずれているかどうかを審査するものと考える。強い権力を行使する部分はないものと考えるが、一方で、この条例の条文に反しかったら、全くOKというものでもないと考える。【草の根運動いが】</li> </ul>
請求の要件 審査の請求 (4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観性、公平性をどう担保するかが重要。「入り口（申請）は易く、決定（審査会の設置）は難く」という現行の仕組みは一定の評価ができる。【新政みえ】</li> <li>・「議員定数の12分の1」について議論が必要。【草莽】</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査請求の濫用にならないかどうかをも議論すべき。要件は、あまりゆる過ぎても良くないし、厳格過ぎても良くない。地方自治法の懲罰の要件である8分の1が一つの目安になると思う。【草の根運動いが】</li> </ul>
県民による請求	基準を決めなければならないが、県民審査も大事である。【公明党】	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民による審査申し立てを俎上に乗せることは、今の時代必要である。【日本共産党】</li> </ul>
	県民には直接請求の権利があり、同様に県民にも審査請求の権利を付与(例えば県民の50分の1以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民には直接請求の権利があり、同様に県民にも審査請求の権利を付与(例えば県民の50分の1以上)</li> </ul>
設置の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>この規定があることで、県民に開かれた議会であることの発信に繋がる。【草の根運動いが】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「入り口は易く、決定は難く」という意味合いでは、少なくとも議運等での議論はあってしかるべき。意見を出し合う場を経て決定していくところが議会としてあるべきと思う。【新政みえ】</li> </ul>
審査会の設置 (5条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派要件については選挙で会派構成が変わっていくので、あまり流動的な要素のあるものを条例に書き込んでいくのはリスクが高く、恣意的なことにならないか心配する。【新政みえ】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員が議員を擁護しているように県民が感じることはあるはずはないので、議運での多数決ではなく、議員定数の1/3以上かつ2会派以上の賛成により設置を決定する方が客觀性を保てる。【公明党】</li> </ul>
	委員(議員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての会派が審査会に参加できる形が理想。(例:現行の特別委員会のイメージ)【新政みえ】</li> </ul>
外部委員(有識者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者の意見を聞く方法として、①初めから委員として、②必要に応じて、意見を聞く方法があり、個人的な思いも入れると、いざれかのタイミングで(必ず)有識者の意見を聞くべき。【新政みえ】</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の有識者を入れて、委員に偏りがないようにする。【新政みえ】</li> <li>常時外部委員を入れることについては、会派でよく検討したい。節目節目に、有識者の見解を聞く方法もある。議会の主体性や自浄能力の観点で検討が必要と考える。【公明党】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委員の政治的中立性を一定担保しながら、委員の一部は外部委員とする。外部委員を入れることで中立性を保つ。【草の根運動いがい】</li> </ul>
	審査会の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として公開。ただし、二次被害的なものが発生するリスクがある時は非公開にすべき。【新政みえ】</li> <li>原則として公開。【公明党】</li> <li>原則公開も容認するが、被審査議員の権利を保護し、本人が公開を要求した場合は公開。【日本共産党】</li> </ul>
審査会の運営 (6条)	重要な勧告（措置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則公開とし、必要があれば非公開とすることも可能とする。【草の根運動いがい】</li> <li>「辞職勧告」と「役職辞任」以外の措置についても段階的に提示するべき。【新政みえ】</li> <li>「議員辞職勧告」や「役職辞任」ありきで審査会が設置されるのではなく、客観的にしっかりと判断するための審査会にしないといけない。この他に考えられる措置を確認したい。【公明党】</li> <li>措置について、今以上にどのくらい列記することができるべきか検討が必要。【日本共産党】</li> </ul>
	被審査議員の弁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護役が必要。議員でもよいが、できれば議員以外のプロの弁護士が入ることが適切な審査をするうえで重要ではないか。【自由民主党】</li> </ul>

		・審査の請求をされた議員が、事前に弁護士の助言を受けて審査会で弁明する方法もあります。【草の根運動】
議長への報告 (7条)		
審査の結果の通知及び公表 (8条)		
意見書の提出及び公表 (9条)	意見書	・6条1項6号の弁明とは異なり、審査結果の考え方に対しての反論的な意味合いであることを確認したい。【新政みえ】
措置 (10条)	代表者会議との関係	・現在も代表者会議で議員が謝罪する事例がある。その場合、今後、どこで判断を下していくのか整理する必要がある。【公明党】
委任 (11条)	逐条解説	・想定される内容については、当検討会議の議論を踏まえ、逐条解説を作成すべき【新政みえ】

○政治倫理条例第4条内の「議員の定数の12分の1以上」に類する規定

**地方自治法第112条（議員の議案提出権） - 抜粋 -**

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、**議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。**

昭和31年の地方自治法改正により、議員の定数の「8分の1」以上の者の賛成を要するものとされ、実質的には（それまでなかった）発議の際の制約が加わった。

このことについては、平成11年の地方分権一括法による改正によって、地方議会の活性化を図る観点から「12分の1」以上の者の賛成に緩和された。（「逐条地方自治法」学陽書房より）

なお、昭和31年の改正前の地方自治法では、議員一人でも議案を提出することができた。8分の1の制約を設けた理由は、議事の引延ばしを目的とする議案の提出を防止し、議会審議の能率を図ることにあります。8分の1の賛成も得られない議案であれば、到底成立の見込みがないため、議会運営の能率を図るために提出段階でチェックしようとするものであった。

8分の1の理論的根拠ですが、「特別の根拠はない」とされています。従来一人で可能であった議案の提案権を複数にすることにしたものです。複数の最小は2。議員定数が最も少ないのは町村で12。ここで2とするためには6分の1という割合になります。当時、自治省は6分の1案を検討したが、「議事運営の能率と少数意見の表明の自由保障との兼ね合い」から、6分の1よりもゆるやかな8分の1に決定した。 （「議会運営の実際1」自治日報社）

想定される措置の種類(他団体の事例)

資料3

	宮城県 (H11)	長崎県 (H15)	滋賀県 (H15)	奈良県 (H16)	三重県 (H18)	福井県 (H19)	広島県 (H19)	岩手県 (H22)	鳥取県 (H25)	静岡県 (R1)	御殿場市 (R2)	(埼玉) 鶴ヶ島市 (R2)	(和歌山) 海南市 (R2)	(茨城) 神栖市 (R3)
議長による厳重注意										○				具体的な措置の規定なし
条例の遵守(を求める勧告、警告)	○	○				○				○		○		具体的な措置の規定なし
文書警告	○	○				○				○				具体的な措置の規定なし
全員協議会における戒告										○				具体的な措置の規定なし
全員協議会で陳謝	○	○						○		○				具体的な措置の規定なし
陳謝文の提出及び議場での朗誦												○		具体的な措置の規定なし
役職辞任勧告	○	○				○	○	○	○	○	○	○		具体的な措置の規定なし
代表者会議・政策調査会議への出席停止											○			具体的な措置の規定なし
出席自粛(停止)	○	○	○	○						○	○	○		具体的な措置の規定なし
議員辞職勧告	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	具体的な措置の規定なし

※下線部分の「戒告」、「陳謝」、「出席停止」は地方自治法の懲罰でも規定されている。

※今回調査対象している団体において、政治倫理条例に基づく措置として、「代表者会議(に相当する会議)で陳謝」を規定している事例なし。

## ○懲罰

### 地方自治法第134条（懲罰理由）

普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- ② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

議会の懲罰権は、会議体としての議会の規律と品位を保つため認められているものであって、懲罰事犯の対象となるのは、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反する議会内における議員の行為に限られる。現在議員でない者に懲罰を科すことはできない。

（「逐条地方自治法」学陽書房より）

#### ①自治法違反の場合

自治法違反は、主として自治法第129条（議場の秩序維持）、第132条（品位の保持）、第133条（侮辱に対する処置）、第137条（欠席議員の懲罰）等に関して生じる。

#### ②会議規則違反の場合

会議規則に規定されている規律の章の各条の規定、発言に関する規定、秘密会の議事の漏洩の禁止、請願紹介議員の委員会出席義務等の規定に違反する行為が懲罰の対象となる。

#### ③委員会条例違反の場合

秩序保持、議事妨害及び離席の禁止等の規定に違反する行為が懲罰の対象となる。

#### ④議員の非行行為と懲罰事由

議員の非行行為すべてを懲罰の事由とすることはできない。

懲罰は、場所的、事項的、時間的に当然に限界がある。懲罰の目的は、議会の秩序を維持し、その円滑な運営を図ることであるから、懲罰の対象となる行為は、原則として議会の会期中の、議会の議場又は委員会の会議室における議員の自治法等に違反した行為に限られる。

したがって、全員協議会や委員会協議会における議員の言動は、会期中及び会議外のいずれであっても、原則として懲罰の対象とならない。また、議会の運営と全く関係のない、議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることはできない。

（「地方議会運営事典」ぎょうせいより）

### 地方自治法第135条（懲罰の種類及び除名の手続）

懲罰は、左の通りとする。

- 1 公開の議場における戒告
  - 2 公開の議場における陳謝
  - 3 一定期間の出席停止
  - 4 除名
- ② 懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならぬ。
  - ③ 第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

普通地方公共団体の行い得る懲罰の種類は、戒告、陳謝、出席停止及び除名の4種で、罰としては戒告が最も軽く、除名が最も重い。

戒告は、公開の議場において被処分者を議長の面前に起立させ、議長が戒告文を朗読して行うのが普通である。

陳謝は、同様公開の議場において被処分者に議会の定めた陳謝文を朗読させて行うのが普通である。

一定期間の出席停止とは、その会期中における一定期間ということである。

(「逐条地方自治法」学陽書房より)

## ○公職選挙法に基づく当選人の失格

### 公職選挙法第99条（被選挙権の喪失による当選人の失格）

当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

### 公職選挙法第11条（選挙及び被選挙権を有しないもの）

次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- ①削除
  - ②禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
  - ③禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
  - ④公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
  - ⑤法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- －以降省略－

(参考)

刑法

第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第197条の2（第三者供賄）

第197条の3（過重収賄及び事後収賄）

第197条の4（あっせん収賄）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

第1条（公職者あっせん利得）

代表者会議等における謝罪事例

資料5

日付	場所	案件
R3. 4. 21	代表者会議	議員による SNS への書き込みの件
R2. 1. 15	代表者会議	事務所職員による SNS への書き込みの件
R 元. 11. 8	代表者会議	議員による SNS への書き込みの件
H30. 11. 14	全員協議会	県立高校で開催されたみえ県議会出前講座での発言の件
H30. 10. 3	代表者会議	県立高校のO B 後援会での発言の件

	宮城県議会（H12.3.31） 【宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程】	滋賀県議会（H15.12.26） 【滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則】	広島県議会（H19.10.19） 【広島県議会議員の政治倫理に関する条例事務等取扱要綱】	鳥取県議会（H25.3.29） 【鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程】
1	(趣旨) 第1条 この規則は、滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年滋賀県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、広島県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年広島県条例第55号。以下「条例」という。）に係る事務等の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（平成25年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。	
2	(審査請求) 第2条 条例第4条の規定による審査の請求は、審査請求書（別記様式第1号）により行うものとする。	(審査請求) 第2条 条例第4条の規定による審査の請求は、別記様式第1号による審査請求書により行うものとする。	(審査請求) 第2条 条例第5条第1項の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号）により行うものとする。 2 条例第5条第2項の規定による通知は、審査請求通知書（様式第2号）により行うものとする。	
3	(審査会の設置の通知) 第十一条 議長は、条例第九条の規定により宮城県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置したときは、速やかに審査を請求された議員（以下「被審査議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。	(審査会設置の通知) 第3条 議長は、条例第5条第1項の規定により滋賀県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置したときは、速やかに条例第4条の規定により審査の請求をした者（以下「審査請求者」という。）および審査の請求に係る議員（以下「被審査議員」という。）に対し、審査会設置通知書（別記様式第2号）によりこれを通知するものとする。	(審査会の設置通知) 第3条 議長は、条例第5条第1項の規定により広島県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置したときは、速やかに、審査の請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）の代表者に対しては別記様式第2号による審査会設置通知書（審査請求議員）により、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）に対しては別記様式第3号による審査会設置通知書（被審査議員）により、それぞれ通知するものとする。	
4	(委員の任期等) 第十二条 被審査議員は、審査会の委員となることはできない。 2 審査会の委員の任期は、条例第九条第一項の規定により審査会が設置された日から当該審査が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(審査会の委員) 第4条 審査会は、各会派1人以上の議員および2人以上の学識経験を有する者による委員で構成するものとする。 2 被審査議員は、審査会の委員となることはできないものとする。 3 審査会の委員は、当該審査会による審査の結果について条例第7条の規定により審査会の委員長が議長に報告したときに解任されるものとする。	(審査会の委員の指名) 第4条 議長は、条例第5条第3項の規定により審査会の委員を指名するときは、所属議員数を勘案して会派ごとの委員数を決定した上で、会派の推薦を受けた議員を指名することとし、指名する議員に対し別記様式第4号による審査会委員指名通知書により通知するものとする。 2 議長は、審査請求議員及び被審査議員については、前項の指名を行わないものとする。	(審査会の委員) 第3条 条例第6条第1項の規定により設置する鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち、弁護士その他学識経験を有する者の数は、2人以上委員の総数の半数以下とする。
5	(審査会の会議) 第十三条 条例第九条第一項の規定により審査会が設置されたときは、審査会は、速やかに審査に着手しなければならない。 2 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。 4 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 5 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもって決する。 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。	(審査会の会議) 第5条 審査会が設置されたときは、審査会は速やかに審査に着手しなければならない。 2 審査会の会議は、委員長が招集する。 3 委員長は、審査会の議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 6 審査会の議事は、条例に別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 7 前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わることができない。	(審査会の会議) 第5条 審査会が設置されたときは、審査会は速やかに審査に着手しなければならない。 2 審査会の会議は委員長が招集する。ただし、設置された審議会の最初の会議は、議長が招集する。 3 委員長は、審査会の会議の議事の進行及び採決をつかさどる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	
6	(傍聴の取扱い) 第6条 審査会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。			
7	(秘密会) 第7条 審査会は、その議決で秘密会とすることができます。			

## 政治倫理条例施行規程等一覧（他県）

資料 6

	富城県議会 (H12.3.31) 【宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程】	滋賀県議会 (H15.12.26) 【滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則】	広島県議会 (H19.10.19) 【広島県議会議員の政治倫理に関する条例事務等取扱要綱】	鳥取県議会 (H25.3.29) 【鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例施行規程】
8	(審査会の審査等) 第十四条 審査会は、必要があると認めたときは、審査を請求した議員、被審査議員及び関係者に出席を求め、意見等を聴取すること又は文書で回答を求めることができる。 2 審査会は、被審査議員から申立てがあったときは、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。 3 審査会は、その審査により被審査議員に政治的・道義的責任があると認める場合には、行為規範等の遵守の勧告、議会における役職の辞任の勧告、議会の会議への出席自粛の勧告、議員辞職勧告その他審査会が必要と認める措置を、審査結果に明記するものとする。	(審査) 第8条 審査会が条例第6条第1項第2号の規定により議員等の出席を求めようとするときは、審査会通知書(別記様式第3号)により議長を経て行うものとする。 2 条例第6条第1項第2号の規定により出席を求められた議員等は、正当な理由により審査会に出席することができないときは、変更申出書(別記様式第4号)により、審査会の期日の変更を申し出ることができる。 3 審査会は、被審査議員から条例第6条第1項第4号に規定する弁明の申立てがあったときは、口答または文書によりその機会を与えるなければならない。 4 議員等は、条例第6条第1項第2号から第4号の規定により審査会に出席する場合には、審査会の委員長の許可を得て、補佐人とともに審査会に出席することができるものとする。 5 前項の許可を受けようとする議員等は、審査会の3日前までに補佐人出席許可申請書(別記様式第5号)を議長を経て審査会の委員長に提出しなければならない。	(審査会の審査) 第6条 条例第6条第1項第3号に規定する出席自粛とは、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は全員委員会への出席を自粛することをいい、同号に規定する役職辞任とは、正副議長又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の正副委員長の職を辞することをいうものとする。 2 審査会は、条例第6条第1項第4号の規定により議員(被審査議員を除く。)、識見を有する者等(以下これらを「有識者等」という。)の出席を求めるときは、別記様式第5号による審査会出席要請書(有識者等)により、議長を経て行うものとする。 3 審査会は、条例第6条第1項第5号の規定により被審査議員の出席を求めるときは、別記様式第6号による審査会出席要請書(被審査議員)により行うものとする。 4 条例第6条第1項第4号の規定により出席を求められた有識者等が審査会への出席を承諾する場合は、議長に對し別記様式第7号による審査会出席承諾書を提出するものとする。 5 条例第6条第1項第5号の規定により出席を求められた被審査議員は、正当な理由により審査会に出席することができないときは、別記様式第8号による審査会期日変更申出書により審査会の期日の変更を申し出ることができるものとする。 6 被審査議員が審査会に出席する場合には、審査会の委員長の許可を得て、補佐人とともに出席することができるものとする。 7 前項の許可を受けようとする被審査議員は、審査会の3日前までに別記様式第9号による補佐人出席許可申請書を審査会の委員長に提出しなければならない。	
9		(記録) 第9条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作製させ、これに署名しなければならない。 2 前項に規定する記録のうち秘密会に係るものについては、公表しない。	(審査会の議事の記録) 第7条 委員長は、議会事務局職員をして審査会の会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。 2 前項の記録は、原則として公表しないものとする。	(会議録の作成) 第4条 審査会は、会議を開催したときは、会議の概要を記載した会議録を作成するものとする。
10	(庶務) 第十六条 審査会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。	(審査会の庶務) 第10条 審査会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。		
11		(審査結果の報告) 第11条 条例第7条の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(別記様式第6号)により審査終了後速やかに行うものとする。	(審査の結果の報告) 第8条 条例第7条の規定による審査の結果の報告は、審査終了後速やかに、別記様式第10号による審査結果報告書により行うものとする。	
12	(審査結果の通知等) 第十五条 審査会の委員長は、条例第十条の規定により議長に対し審査の結果を報告したときは、当該審査結果を速やかに被審査議員に対し通知するとともに、これを公表するものとする。	(審査結果の通知) 第12条 条例第8条の規定による審査結果の通知は、審査請求者に対しては審査結果通知書(別記様式第7号)により、被審査議員に対しては審査結果通知書(別記様式第8号)により、それぞれ行うものとする。	(審査の結果の通知) 第9条 条例第8条の規定による審査の結果の通知は、審査請求議員の代表者に対しては別記様式第11号による審査結果通知書(審査請求議員)により、被審査議員に対しては別記様式第12号による審査結果通知書(被審査議員)により、それぞれ行うものとする。	(審査結果の通知) 第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、審査結果通知書(様式第3号)により行うものとする。
13		(措置の通知) 第13条 議長は、条例第10条の規定により措置を講じたときは、審査請求者に対して措置結果通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。		
14			(意見書の提出) 第10条 前条の通知を受けた被審査議員が条例第9条第1項の規定により意見書を提出する場合は、別記様式第13号による審査結果に係る意見書によるものとする。 2 被審査議員は、前項の意見書を提出するときは、前条の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に提出しなければならない。	
15	(委任) 第十七条 第十一条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って決める。			

## 御殿場市議会議員政治倫理条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、御殿場市議会議員（以下「議員」という。）が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員が市民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

第1条では、この条例の目的を規定しています。  
議員活動にあたって議員が遵守すべき行動基準を定め、政治倫理を常に自覚することで、議員自らが改めて襟を正し、市民の信頼に応え、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

### (議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、市民の信頼を損ねることがないよう努めなければならない。

2 議員は、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たさなければならない。

### 【解説】

第2条では、議員の責務を規定しています。  
議員は、市民の代表であることを自覚し、良識と責任を持った政治活動を行い、市民の信頼を損なわないこと、政治倫理に関する自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たすことを議員の責務としています。

### (政治倫理の宣誓等)

第3条 議員は、その任期の開始の日以後、政治倫理に関する研修を受け、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行う。

### 【解説】

第3条では、政治倫理を遵守する宣誓を行うことを規定しています。  
議員は、任期の開始日以後に本条例及び政治倫理に関する研修を受け、本条例を遵守する旨の宣誓書を議長へ提出することを明記しました。

### (政治倫理の基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名譽を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

- (2) 公職にある者としての発言又は情報発信（議会報告会、チラシ、ウェブサイト等）において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附行為をしないこと。また、その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。
- (4) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (7) その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (8) 差別的な取り扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

【解説】

第4条で定める政治倫理の基準とは、議員が遵守すべき行為規範であり、その職責に反する具体的な行為を禁止しています。以下のような具体例等が想定されます。

- 1号：市民の代表としてふさわしくない、品位や名誉を損ねる行為や公職として不正が疑われる行為等。
- 2号：SNS等で、誹謗中傷、差別、侮辱的な表現を含む不適切な書き込みを行う行為等。
- 3号：政治資金規正法に抵触する疑いがある寄附行為や公正を疑われるような金品のやりとりや接待の供應等。
- 4号：メモに業者名を記入するなど、指名入札における指名業者として斡旋する等、贈収賄を疑われる行為や許認可権を不当に行使するよう強制する行為等。
- 5号：市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、特定の人に有利となる働きかけをする行為等。
- 6号：市の職員に対し、威圧的态度をもって、関係資料を請求する行為等。
- 7号：パワーハラスメントなど、地位を不当に行使した嫌がらせ行為等。
- 8号：あらゆる差別やハラスメント行為全般、その他人権を侵害するような行為。

（審査の請求手続）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する当市に選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議員が第2条第2項及び前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、当該疑いがあること証する資料等（以下「疎明資料等」という。）を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民にあっては有権者の総数の 150 分の 1 以上の者の連署
  - (2) 議員にあっては議員定数の 8 分の 1 以上の者の連署
- 2 前項第 2 号において連署する議員は、2 以上の異なる会派（所属議員が 1 人の場合も会派とみなす。）に属する者で構成されていなければならない。
- 3 第 1 項に規定する審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して 1 年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

#### 【解説】

第 5 条では、議員が第 2 条第 2 項で規定する議員の説明責任と第 4 条で規定する政治倫理基準に違反している疑いがあるとき、これに関する審査を求める際の要件を規定しています。なお、詳細については、施行規則で定めています。

#### 【署名について】

市民は、有権者の総数の 1/150 以上の者の署名を必要としています。なお、平成 31 年 4 月時点での御殿場市の有権者数は約 7 万人であり、この場合は 460 名程の署名が必要となります。

議員定数の 1/8 以上の署名という要件は、地方自治法第 135 条に定められている懲罰動議を根拠に規定をしました。

さらに、議員が請求する際は複数の会派による検証が必要と考え、2 会派以上の議員の連署を必要としています。なお、1 人会派も会派とみなしています。

#### 【疎明資料について】

審査請求にあたっては、議員が政治倫理条例に違反している疑いを証明する資料を添付することとなっております。なお、この資料は客観的に判断できる資料等で、出所が明らかである書類や映像記録、音声記録、会議録等でなければならず、主観的なものや恣意的なものは疎明資料として適当と認められません。

#### 【その他】

審査請求は、特別な事情がある場合を除き、倫理条例に違反する疑いが行われたとされる日から起算して、1 年以内に行わなければならぬものとしています。

また、施行規則に記載されているとおり、請求に関して、諸要件を満たしているか確認を行い、満たされていない場合で補正が可能であれば補正後に受理されますが、補正ができない場合や審査請求の対象とならない事件に対する請求については、審査請求は却下となり、その旨を請求者に通知することとしています。

#### （審査会の設置等）

- 第 6 条 議長は、前条に規定する審査請求が適當であると認めるときは、速やかに議会運営委員会（御殿場市議会委員会条例（平成 3 年御殿場市条例第 59 号。以下「委員会条例」という。）第 4 条に規定する委員会をいう。）に報告し、当該請求を受理した日から 1 月以内に、議会に御殿場市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。
- 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査請求を行った者（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 審査会の委員は7人以内とし、議長が公正を期して議員のうちから指名する。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は委員となることはできない。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議会に報告した日までとする。

**【解説】**

第6条では、第5条に基づき提出された審査請求書が適当な内容であると認められたときは、審査会を設置（議決を要しない）し、速やかに事案について審査することを規定しています。

審査会が設置された場合は、審査請求者と審査の対象議員に対し、審査会が設置されたことを通知することとなっています。

この審査会の委員は、議長が議員の中から7名以内（できる限り7名に近い数）で指名しますが、公正を期すため、審査請求を行った議員と審査の対象となった議員は審査会の委員となることができません。

審査会委員は、審査が終了し、審査の結果について議会（議会運営委員会等）へ報告した日をもって任期を終了します。

（審査会による審査）

第7条 審査会は、第2条第2項及び第4条に違反する行為の存否について調査し、審査対象議員に対する措置を審査する。

**【解説】**

第7条では、審査会の役割を規定しています。

審査会は、審査請求書に記された、第2条第2項で規定する議員の説明責任、又は第4条で規定する政治倫理基準に違反している疑いについて、違反している行為が存在したか否かを確認し、その結果に応じて、審査対象となった議員に対する措置を審査することとなっています。

**※措置の例**

**【審査対象議員への措置】**

議長による厳重注意、条例の規定を遵守させるための警告、陳謝文の提出及び議場での朗読、一定期間の出席停止の勧告、議会役職の辞任勧告、議員の辞職勧告等

（審査会の会議）

第8条 審査会の会議は、委員長の選任その他審査会の運営に関する事項について、委員会条例第8条から第20条までの規定及び第22条の規定を準用する。

- 2 審査会は、審査に必要と認めるときは、有識者等に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。
- 4 審査対象議員は、審査会に対し口頭又は書面をもって弁明する機会を請求することができる。
- 5 審査会は、前項の規定による請求があったときは、当該議員に対し、弁明の機会を与えるなければならない。

- 6 委員は審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

【解説】

第8条では、審査会の運営に関する事を規定しています。

審査会の基本的な運営は、市が既に定めている委員会条例の規定を準用し、その他、条例に定めのない事項は、審査会で協議し定めることとなっています。

審査会委員のみで審査を行うことが困難な場合に、有識者等に会議への出席を求めて意見聴取（地方自治法第100条の2専門的知見の活用）ができる事、審査請求者と審査対象議員は審査にあたり、会議への出席や必要な資料、情報の提供等、誠実に対応しなければならない事が明記されています。

また、審査対象議員の権利としては、審査会に対する弁明機会（口頭又は文書）が設けられています。

（審査結果の報告及び通知）

第9条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査結果を書面にて議長に提出するとともに、議会に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対して審査結果を通知しなければならない。

【解説】

第9条では、審査結果の報告について規定しています。

審査会による審査が終了した後、委員長により審査結果が議長へ提出されます。その後、議会（議会運営委員会等）へ審査結果を報告することとなります。なお、審査会はこの報告が終了した日に解散されます。

議長は、委員長による審査結果を受理した後に、審査請求者と審査対象議員に対して審査結果を通知することとなっています。

（意見書の提出）

第10条 審査対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。

【解説】

第10条では、第9条2項の規定により、議長から審査結果を通知された審査対象議員の意見書の提出機会が規定されています。

審査結果に対する意見書を提出したい場合、通知のあった日の翌日から2週間以内であれば、議長に対し意見書の提出が可能となっています。

第11条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の全部又はその一部を公表するものとする。

【解説】

第11条では、審査会で取り扱った審査請求やその審査結果について、公表することが規定されています。公表の方法としては、議会ホームページや広報紙等を用いて行います。

また、第10条で規定されている、審査対象議員からの意見書が提出された場合は、合わせて意見書の全部（個人情報等、公表が望ましくない箇所を除く）を公表することとなっています。

（議会の措置）

第12条 議会は、審査会から受けた報告事項を尊重し、議会の品位を保持し、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【解説】

第12条では、審査会による審査結果報告を受けた議会の役割を規定しています。

議会（議会運営委員会等）は、審査結果を尊重し、議会の品位や信頼回復のための措置を決定します。措置については、事案により様々なものが想定されますが、審査対象議員に対して行う措置のほか、議会としての名誉回復方策や条例遵守への対応策等に関するものなど、議会が行う措置も含まれます。

第2項では、これらの措置を講じた場合に、議会ホームページや市議会だより等を用いて公表し、広く説明責任を果たしていくことを目的に規定しています。

※措置の例

【議会としての措置】

御殿場市議会としての会見、疑惑の払拭に関する広報、再発防止策や条例遵守の決議 等

（委任）

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第13条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしており、御殿場市議会議員政治倫理条例施行規則により、様式や諸手続きなどについて定めるものです。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

## 海南省議会議員政治倫理条例（解説入り）

### （目的）

第1条 この条例は、海南省議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### （解説）

この条文は、この条例の制定目的について規定しています。

海南省議会では、平成29年12月に議会基本条例を制定しましたが、同条例において、政治倫理については、議員は、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならず、また、議員は、品位を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関して疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない旨を規定するにとどまっています。

この条例は、政治倫理基準を設け、その政治倫理基準に違反した疑いがある議員を審査する政治倫理審査会に関する規定を設けることにより、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

### （議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

#### （解説）

議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めなければなりません。

また、政治倫理に反する疑惑が生じた場合に、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないことを明記しています。

### （政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現及び福祉の向上を目指して行動すること。
- (2) 市が行う許可及び認可並びに指定管理者の指定又は請負その他の契約及び

補助金等の交付の決定に不正に関わらないこと。

- (3) 市の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。
- (4) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (5) 発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持ってを行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (6) その地位を利用して金品の授受をしないこと。
- (7) 市等の職員の公正な職務の執行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
- (8) 法令等を遵守し、議会及び委員会の決定事項並びに議会の申し合わせ事項を誠実に守ること。

(解説)

第2号では、市が行う許認可や指定管理者の指定、請負契約や補助金等の交付の決定の際、特定の企業、団体又は個人に有利又は不利になるような働きかけをしないことを規定しています。

第4号では、議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為、いわゆるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどを禁止しています。

第5号では、議員が本会議や委員会で発言する際、またはチラシやSNS等のウェブサイトにおいて情報発信を行う際、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこととしています。

(請負に関する制限)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないように努めなければならない。

(解説)

議員は議会の審議、議決を通じて市の事務や事業に影響力を持つため、市に対して行う請負その他の契約に関して市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないとしています。

### (審査請求)

第5条 地方自治法第18条の規定により当市に選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、当該議員が政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する資料を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

- (1) 議員以外の有権者にあっては有権者の総数の50分の1以上の者の連署
  - (2) 議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署
- 2 前項第2号に掲げる連署は、2以上の異なる会派(会派に属さない議員については、まとめて1つの会派とみなす。以下同じ。)に属する議員によるものでなければならない。
- 3 審査請求は、政治倫理基準に違反すると認められる事実があった日から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、議長が特別な事情があると認めるとときは、この限りでない。

### (解説)

審査請求については、議員からだけでなく、市民からもできることとしています。市民からの場合の要件は有権者の総数の50分の1以上の連署とし、これは地方自治法第75条の事務監査請求の要件に合わせています。

また、議員からの場合の要件は議員定数の12分の1以上の連署とし、これは地方自治法第112条第2項の議員の議案提出、いわゆる発議の要件に合わせています。また、1つの会派からの審査請求ではなく、2つ以上の異なる会派からの審査請求としています。

### (審査会の設置等)

第6条 議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、出席委員の3分の2以上の賛成があったときは、海南省議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は6人以上とし、議長が各会派からそれぞれ1人以上選任する。
- 3 審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)は委員となることができない。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 5 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解説)

審査請求については、恣意的な審査請求も含まれるかもしれませんので、議長は議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、出席者の3分の2以上の賛成があったときは、政治倫理審査会を設置することとしています。

(審査会の会議)

- 第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 3 会議は公開とする。ただし、委員長は会議に諮って非公開にすることができる。
  - 4 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
  - 5 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

(解説)

第1項から第3項については、本市議会の委員会条例に合わせた内容となっています。  
第4項では、審査対象議員の権利として、審査会に対する弁明の機会を設けており、第5項では、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができることを定めています。

(議員の協力義務)

- 第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

(解説)

議員の協力義務について規定しています。  
審査を円滑に進めるため、議員は、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べ、審査会の運営に協力しなければならないこととしています。

(その他審査会に関する事項)

第9条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、海南市議会委員会条例（平成17年海南市条例第165号）及び海南市議会会議規則（平成17年海南市議会規則第1号）に規定する委員会の例による。

(解説)

第6条から第8条までの規定に定めるもののほか、審査会に関する事項は、委員会条例及び会議規則に規定する委員会の運営の例により行うこととしています。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、当該審査請求の審査を終了したときは、速やかにその結果を議長に報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、前項の規定による報告に次のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会内での役職辞任の勧告
- (3) この条例の規定を遵守させるための警告
- (4) その他必要と認める措置

(解説)

第2項第2号の「議会内での役職」とは、正副議長、監査委員並びに各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長をいいます。

なお、海南市議会内での役職ではありませんが、「議会内での役職辞任の勧告」の措置においては、当市が構成団体となっている一部事務組合や広域連合の議会の役職についても、「議会内での役職」と同様に取り扱うものとして、議会内で申し合わせがされています。

(審査請求の棄却)

第11条 議長は、審査会から棄却すべき旨の報告を受けたときは、当該審査請求を棄却する。

(解説)

当該議員が政治倫理基準に違反していないと審査会において判断されたときは、審査請求を棄却することとしています。

(審査対象議員に対する措置)

第 12 条 議長は、審査会からの報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

(解説)

議長は、審査会の結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、必要な措置を講じなければならないとしています。

(公表)

第 13 条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。

(解説)

政治倫理条例はあくまで理念的な条例であり、刑罰を科していませんが、政治倫理審査会の結果を議会だより等で公表することをこの条文で規定しています。

(議長の職務の代行)

第 14 条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例による議長の職務を行うものとする。

(解説)

議長等が審査対象議員となった場合の議長の職務の代行について、規定しています。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(解説)

条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、議長が別に定めることとしています。

この規定に基づき、規程を制定し、手続、様式等を定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、見直しを行うものとする。

(解説)

この条例の施行期日は、公布の日（令和2年6月18日）です。

また、この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、見直しを行うこととしています。